

平成28年12月14日

各位

越前信用金庫  
理事長 西野 浩一

### 不祥事発生のお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当金庫元職員による下記の不祥事が発生いたしました。社会的、公共的使命を担い、信用を第一とする金融機関におきまして、このような不祥事を発生させ、日頃から当金庫を信頼しお取引いただいておりますお客様、会員の皆様、ならびに関係各位に多大なご迷惑をおかけいたしましたことを心からお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、今回の不祥事を厳粛に受け止め、役職員一同深く反省いたしますとともに、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 不祥事の概要

事故者	当金庫元職員
発覚日	平成28年10月12日（水）
発生期間	平成23年10月18日～平成28年3月14日
発生店舗	旧こぶし支店（平成26年10月10日迄）、春日支店
事故金額等	軒数 28軒 顧客数 49顧客 口座数 116口座 流用回数 252回 流用金額累計 5,165千円 ピーク時の流用額 374千円
内容	事故者は、お客様から集金した定期積金の掛金を自己の遊興費、生活費に充てるために流用し、毎月末日までに入金処理する手口を繰り返していました。
発覚の経緯	事故者が担当していた定期積金の満期証書を受付し、当金庫役席者がチェックしたところ、オンラインの入金日と定期積金証書裏面の掛金受領日が相違したため、調査した結果、本件事実が発覚いたしました。
実損金額	ございません。 (流用金は、毎月末日までに事故者により弁済されております)

#### 2. お客様への謝罪

ご迷惑をおかけいたしましたお客様には、訪問のうえ事実関係を十分に説明するとともに深くお詫びいたしております。

### 3. 監督官庁への届出

本件につきましては、法令等に基づき北陸財務局への届出を行っております。なお、警察署にも相談しておりますが、流用金が弁済されていること、社会的制裁として事故者については懲戒解雇処分としていることから、刑事告訴等を行いません。

### 4. 人事処分

事故者につきましては、懲戒解雇処分といたしました。また、当金庫役員、本件に関する管理監督者につきましても厳正な処分を行っております。

### 5. 今後の再発防止策

このたびの不祥事の発生を厳粛に受け止め、事務取扱の厳正化、牽制機能の強化、法令遵守に係る教育・指導の徹底など、再発防止に向けた内部管理態勢をさらに進め、皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

### 6. 本件に関するお問い合わせ先

越前信用金庫 総務部 担当（鈴木、松田、田中）

TEL 0120-1475-99

以上